

入院患者面会に関する要領

第1条（目的）

本要領は、入院患者の療養環境の保持および院内感染の防止を図りつつ、適切な面会機会を確保することを目的として、面会に関する基準および遵守事項を定めるものとする。

第2条（適用範囲）

本要領は、当院に入院する患者への面会を行うすべての者（家族）に適用する。
ただし、以下の場合を除く。

- ・病院から来院を要請した場合
- ・手術当日の付き添い
- ・入退院時の付き添い

第3条（面会時間および回数）

1. 面会時間は、平日・土日祝日を問わず、**14時00分から17時00分まで**とする。
2. 1回あたりの面会時間は**30分以内**とする。

第4条（面会人数および面会を認めない場合）

1. 面会人数は、患者1名につき同時に2名まで（家族）とする。
2. 以下の場合は面会を認めない。
 - ・体調不良者（以下の症状を有する場合）
発熱、咳、発疹、吐き気、下痢、鼻水、眼症状等
 - ・感染症に関連する状況がある者
同居家族または接触者が感染症に罹患している場合
（例：インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、麻しん等）
 - ・小学生以下の者
 - ・海外から帰国し検疫管理下にある者
 - ・患者の安全確保や不利益に繋がると病院長が判断した者

第5条（面会場所）

1. 面会は以下の場所で実施するものとする。
 - ・個室
 - ・談話室
 - ・食堂
 - ・ラウンジ
2. 多床室（大部屋）利用患者で移動が困難な場合は、個別状況に応じて対応する。

第6条（面会手続き）

面会者は来院時に、本館1階防災センターにて所定の受付手続きを行わなければならない。

第7条（面会時遵守事項）

面会時は、以下の事項を遵守すること。

1. 面会前後の手指消毒の実施
2. 患者および面会者双方のマスク常時着用
3. 面会中の飲食禁止
4. 以下の物品の持ち込み禁止
 - ・生花
 - ・鉢植え
 - ・ドライフラワー
 - ・危険物（刃物・マッチ・ライターなど）
5. その他の禁止事項
 - ・大声での会話や他の患者の迷惑となる行為
 - ・無断での写真・動画撮影、音声録音およびSNS等への投稿
 - ・酒気帯び状態での来院

第8条（面会制限）

1. 以下の場合、病院は必要最小限の範囲で面会を制限できる。
 - ・院内感染の発生または感染拡大の恐れがある場合
 - ・患者の病状もしくは治療上、安静確保が必要な場合
 - ・災害その他病院運営上やむを得ない場合
2. 面会制限を行う場合は、患者及び家族等へ可能な限り理由を説明する。
3. 面会制限中であっても、オンライン面会等の代替手段の活用に努める。

第9条（要領の変更）

本要領は、感染症の流行状況、関係法令及び行政通知等を踏まえ、定期的に内容を見直すものとする。

附則

本要領は、令和8年6月1日より施行する。